

番号	質問事項	回答
(13)	<p>臨検等の許可状について</p> <p>① 執行しなかった許可状は裁判所に返還するのか。また、執行した許可状は児童相談所で保管するのか。</p> <p>② 特に有効期間を〇〇日と請求しなければ、有効期間は7日となるのか。また、万一、7日の有効期間が過ぎた場合には、再請求する必要があるのか。</p> <p>③ 7日を超えることが予想される場合には、有効期間について併せて請求する必要があるとされているが、その期間に制限はないのか。</p> <p>④ はいかいする保護者であり、いつ在宅しているか予測がつかない場合は、許可状の有効期間をどのように設定すればいいか。</p> <p>⑤ 許可状の発行について、土日対応ということは想定しているか。</p> <p style="text-align: right;">[東京都]</p> <hr/> <p>請求書の有効期間について 失効した場合、再請求となるのか。</p> <p style="text-align: right;">[石川県]</p> <hr/> <p>臨検・搜索の請求書（第9条の3第1項第1号関係）様式等について 4-(3)-②において、許可状の有効期間について、「7日を超える有効期間を必要とする場合」と示されているが、7日を超える事例を例示されたい。</p> <p style="text-align: right;">[北海道]</p>	<p>執行しなかった許可状は裁判所に返還することとなる。また、執行した許可状は児童相談所において保管することとなる。</p> <p>有効期間を過ぎるなど失効した場合は、許可状を返還した上、再請求となる。</p> <p>有効期間については、早急な児童の安全確認、安全確保の観点から、7日間の有効期間内で行われることが原則と考えているが、特にやむを得ない事情等により、必要があると認められる場合、許可状の再請求を行うことができる。</p> <p>最高裁判所事務総局に対しては、速やかに、夜間、休日の許可状請求窓口等についても明示するよう要望しているところである。</p>
(14)	<p>臨検・搜索について</p> <p>① 身分証明書の提示について 相手が証書を破棄又は奪った場合、執行妨害で告発できるのか。</p> <p>② 臨検・搜索時の実力行使について 児相職員が被害に遭えば、別の告発ができる、ということか。</p> <p style="text-align: right;">[石川県]</p>	<p>公務執行妨害罪等の要件をみたと認められるならば、行為者の刑事責任を問い得る。</p>
(15)	<p>搜索範囲 搜索は人の発見を目的として捜し出すこととあるが、児童を発見した後も、児童の生活状況等を確認するため、未</p>	<p>児童の発見後に「搜索」のために調査を行うことは困難と考える。ただし、「臨検」について許可された場合、法</p>

番号	質問事項	回答
	<p>だ捜索していない部屋、さらには押入やタンス等について捜索を行うことは可能か。</p> <p>[東京都]</p>	<p>第9条の3第2項の規定により、都道府県知事は、当該職員をして、必要な調査質問をすることができるとされている。このため、児童の安全確認又は安全確保の観点から必要があれば、児童を発見した後も、児童の生活状況等を確認することは可能であると考ええる。</p> <p>ただし、臨検・捜索許可状は、児童の安全確認又は安全確保を目的とするものであることから、例えば、施錠されている金庫の解錠など、これらの目的に照らし必要性がない行為は認められないと考えられる。</p>
(16)	<p>立ち入り調査の実施について</p> <p>9条1項の立入調査において、鍵(チェーン)を開けないために児童の安全確認ができない場合、児童の危険度が高くても、警察等の対応に移行するのではなく、→再請求→臨検の手続きになるのか。</p> <p>[佐賀県]</p>	<p>今回導入された臨検等は、法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて、例外的に行われることが想定されており、まずは、法第9条第1項による立入調査を実効的に行うことにより、児童の安全確認又は安全確保が行われるように努められたい。</p> <p>この場合において、警察の関与は、現行どおり、児童の生命、身体に危害が切迫し、あるいは現に危害が加えられているような場合には、警察官職務執行法等に基づく対応が可能である。</p> <p>また、正当な理由なく立入調査を拒否したと認められるときは、原則として、速やかに、再出頭要求の移行に移行されたい。</p> <p>なお、特に立入調査の拒否の態様やそれまでの経緯等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認められる場合には、当該保護者について管轄警察署に告発することも検討すべきである。</p>
(17)	<p>立ち入り調査の実施について</p> <p>通告があつて急を要する場合、立入調査を拒まれたら臨検、捜索の手続きをすることになるが、これには相当の日数を要することが予想され、身柄の</p>	<p>臨検等の手続を迅速に行うためには、許可状の請求書及びこれに添付する資料を円滑に提出することが必要であり、このためには、</p>

番号	質問事項	回答
	<p>安全確認等が迅速に行えないことが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">[佐賀県]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童記録票はもとより、立入調査といった各段階での報告書等の作成など、記録を適切に行っておくこと</li> <li>・ 請求に至るまでに、これを見据えて必要な資料を適宜収集すること</li> <li>・ 請求の際に弁護士等の専門家や警察官OBによる助言等を得ることができる体制を整えておくこと</li> </ul> <p>などが求められると考えている。これらの体制整備については、「児童虐待防止対策支援事業」の法的対応機能強化事業、24時間365日体制強化事業等の積極的な活用を図られたい。</p> <p>なお、法第8条の2の出頭要求は、あくまでも安全確認の選択肢の一つであることから、緊急の事例等の場合、直ちに法第9条第1項の立入調査を行うことも可能である。</p> <p>また、臨検等は、平成19年11月1日付けガイドライン素案4(1)に記述しているとおり、法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立入を拒否する様なケースについて例外的に行うことが想定されるものであり、迅速な安全確認が要請されている状況にあるところ、まずは、立入調査を実効的に行うことにより児童の安全確認が行われるよう努められたい。</p>
(18)	<p>臨検等への責任者の立会い</p> <p>臨検又は捜索をするときに、同居親族等が立ち会う場合であっても、地方公共団体の職員の立会いが適切とあるが、法ではこの立会いは規定されていないため、「適切」との記載では判断が難しい。同居親族等の立会いがあっても職員を立ち合わせることとするよう、明確にしていきたい。</p> <p style="text-align: right;">[東京都]</p> <hr/> <p>責任者等の立会いについて</p> <p>所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせるとある。これらの者を立ち合わせることができないときは地方公共団体の職員を立ち合わせるとしているがこれらの</p>	<p>法的に義務づけられているものではないことから、「適切」としている。</p> <p>各都道府県等ごとに、市町村等と協議、調整いただき、ご指摘のような運用とすることは差し支えない。</p>

番号	質問事項	回答
	<p>者の如何によらず地方公共団体の職員を立ち合わせることに運用上明示していただきたい。</p> <p>[愛知県]</p>	
(19)	<p>臨検・捜索等について</p> <p>臨検への責任者の立ち会いで、居所の所有者もしくは同居の親族が立ち会えない時は、その隣人で成年に達したもの又はその他の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならないとされているが、<u>隣人</u>の立ち会いに問題はないのか。</p> <p>[佐賀県]</p>	<p>ご質問の趣旨が不明確であるが、「隣人」については、文字どおり隣の人に限定するという趣旨ではなく、近所に居住する人という程度でよいと解する。ただし、立会いの趣旨は、臨検等の手続の公正を担保するとともに、これを受ける側の権利を保護することにあることから、こうした趣旨の立会いを担うことができる者である必要があると考える。</p>
(20)	<p>臨検等の際の写真撮影等</p> <p>① 保護者が写真撮影等を拒否しても撮影等が可能か。</p> <p>② 虐待の状況を記録するため必要な程度において写真撮影等が可能とあるが、具体的にはどの程度まで可能とみなされるのか。例えば、児童の発見場所等なら問題ないと思うが、別の部屋や風呂場等も虐待の状況が確認できれば許可状の許容範囲として撮影等が可能なのか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>児童の安全確認（児童虐待に係る事実確認）や手続の適法性を担保する観点からの必要性が認められる範囲内で、これを行うことは可能と考える。</p> <p>なお、ご質問の②のような場合、一般的には写真撮影は可能と考えられる。</p>
(21)	<p>立入調査時のビデオ等記録</p> <p>告発の疎明資料として『立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録』とあるが、調査時のビデオ撮影は相手にとって圧力を与え、相談機関との関係を悪化させることも予測される。疎明資料としてどのような記録を「必須」とするのかお示しいただきたい。</p> <p>また、出頭要求、立入調査、臨検において、写真、ビデオによる記録を行う際、保護者等から撮影の不同意の意思表示を示された場合はどのように対応すべきか併せてお尋ねする。</p> <p>[大阪府]</p>	<p>現行の児童相談所運営指針の趣旨を変更するものではなく、ビデオに限らず、写真でも可能であるが、ビデオによる録画が立入拒否行為を明確に疎明できることから、その活用に配慮されたい。</p> <p>指針においてお示ししている資料は、通常提出すべきと考えられるものを記載したものであり、「必須」の資料という位置づけではないが、何らかの保護者の拒否時の態様等、立入調査を拒否した事実が疎明できる資料を準備することが必要である。</p> <p>なお、出頭要求や立入調査、臨検等の際、その手続きの適法性を担保する</p>

番号	質問事項	回答
		<p>こと、児童の安全確認等のために状況を記録することを目的として、写真、ビデオにより撮影することは、たとえ保護者等から不同意の意思表示があっても、容認されるものと考えられる。</p>
(22)	<p>臨検等を行っている間の出入り禁止の扱い</p> <p>臨検又は捜索をする間は、許可を受けないでその場に出入りすることを禁止することができることとなっているが、出入りの許可はいつの時点で誰が行うのか。また、出入りすることを禁止する場合、どのような手立てを講ずることが必要か。</p> <p style="text-align: right;">[東京都]</p>	<p>「臨検等をする間」とは、臨検等の開始後から終了までの間をいい、臨検等の開始とは、臨検等の執行者が、処分を受ける者又は立会人に臨検・捜索許可状を呈示して執行の開始を宣言したときをいう。また、臨検等の終了とは、捜索の対象たる児童を発見し、執行者が児童の保護を行い終えた後や、発見すべき児童を発見できなかったことが確認され、執行者が処分を受ける者に執行の終了を宣言したときに終了する。</p> <p>なお、臨検等の執行者とは、法第9条の8に規定されている職員にほかならない。</p> <p>また、出入り禁止の方法に制限はなく、一般的には、個別に口頭により禁止を告げたり、立札、張紙等により制限を行うことが考えられる。</p>
(23)	<p>臨検（立入禁止の範囲）</p> <p>改正防止法第9条の8「臨検等をする間は何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる」とされている。この立入禁止とする「その場所」の範囲は、当該住居だけか、もしくは児童の保護に万全を期すために例えば共同住宅の共用通路を含む等必要な範囲と考えるのか。</p> <p style="text-align: right;">[大阪府]</p>	<p>立入禁止の範囲については、具体的事情に即し、許可状の目的達成に対する障害を防止する目的との均衡を考慮し、必要最小限の範囲において、許可状に記載された場所以外の一定区域についても必要な措置を執ることができると考えられる。</p> <p>具体的には、「執行者の出入等に必要な門前の路上や周辺の近接する場所」、「アパートの一室を臨検・捜索する場合のその前の通路」などがこれに含まれると考えられる。</p>
(24)	<p>臨検又は捜索に当たって可能となる処分について</p> <p>セキュリティのしっかりしたマンション等は、建物に入ることすらでき</p>	<p>臨検・捜索許可状については、あくまで保護者に対し効力を有するもので</p>

番号	質問事項	回答
	<p>ない場合がある。管理会社等に要請して進入することはできるのか。公営住宅の場合合鍵での解錠を住宅管理者に依頼できるのか。</p> <p style="text-align: right;">[愛知県]</p> <hr/> <p>臨検又は捜索に当たって可能となる処分について（許可状の効力）</p> <p>4-（7）-①において、解錠することができることとされているが、許可状の交付により、例えば、アパートやマンションに入居している家庭の臨検を行う際、相手が入室を拒否する場合、又は応答がない場合において、アパートの管理者から合鍵等の提供を求め、合鍵を使用して入室することができるかと考えて良いか。</p> <p>それとも、許可状は、相手に対する強制力を有するものであり、アパートの管理者に対してまでは効力は及ばないと考えるべきかご教示願いたい。</p> <p style="text-align: right;">[北海道]</p> <hr/> <p>臨検の際の解錠について</p> <p>該当ケースが借家の場合、「錠を破壊」することに対し、家主の確認が取れない及び家主が係わりたくないと協力が得られない時、損害賠償の責を負うことはないか。</p> <p style="text-align: right;">[千葉県]</p>	<p>あって、アパート等の管理者に対しても同様の強制力を有するものではない。よって、当該許可状をもって、アパート等の管理者に強制的に解錠させることはできないと考えるが、許可状を執行する児童相談所職員等が、親族、管理者等に協力を求めて合鍵を借り受け、これを利用して解錠することは適法である。</p> <p>「錠をはずし、その他必要な処分」の内容・方法も、臨検・捜索許可状の目的を達するため必要最小限にして妥当なものでなければならぬことは言うまでもなく、最小限度を欠く処分の結果、第三者に損害を与えた場合は、国家賠償法に基づく賠償責任を負う場合がある。</p>
(25)	<p>臨検・捜索等について</p> <p>児相の職員はあくまで普通の人なので、そういう何の権限も訓練もない人が、“鍵を押し切って・・・”というのはあまりにも非現実的ではないか。“相談所長の依頼に応じて警察が・・・”とならないのはなぜか。</p> <p style="text-align: right;">[佐賀県]</p> <hr/> <p>臨検又は捜索に当たって可能となる処分について</p> <p>警察への援助依頼の中には、解錠をする時直接警察に手伝ってもらうことは可能か。</p> <p style="text-align: right;">[愛知県]</p>	<p>法第9条の7の規定により、臨検等に際しての必要な処分は、都道府県知事の指示によって、児童の福祉に関する事務に従事する職員（児童相談所職員等）が行うこととされており、法律上、警察官がこれを直接行うことはできない。</p> <p>また、同条に規定されている「錠をはずし、その他必要な処分」の内容・方法も、その目的を達するため必要最小限にして妥当なものでなければならぬ。通常は、管理人、大家、親族等に合鍵を借りるなどの方法により解錠することになると思われる。</p>

番号	質問事項	回答
	<p>臨検・搜索等について</p> <p>臨検には、かなりの強制力が認められているが、何の訓練も受けていない児童相談所の職員が、極めて危険な強制力を行使（チェーンを切る等）することに問題はないのか？→児相の告発で警察が行使することは不可なのか。</p> <p>[佐賀県]</p>	<p>なお、臨検等を行うに際しては、前記「児童虐待防止対策支援事業」を活用し、警察官OBや弁護士等の助言を得られる体制を整えておくことが適当であるとともに、児童相談所職員に対する研修、訓練等の措置を講ずることとされたい。</p>
(26)	<p>立入調査について</p> <p>臨検又は搜索に際して、「錠をはずす」ことが、必要処分として容認される場合、錠の破壊もあり得ると考えられている。</p> <p>しかし、現場から立ち去るにあたり、錠の破壊された家屋をそのままにするのは、部外者による窃盗など二次的な犯罪を招く可能性もあると考えるが、どのような対応を考えたらよいか。</p> <p>[横浜市]</p>	<p>臨検等の実施において、通常、修復不可能なほどの破壊を生じる事態は想定しにくいですが、その場合であっても、できる限り原状に復しておくようにすることが必要である。</p>
(27)	<p>臨検又は搜索に当たって可能となる処分について</p> <p>窓ガラス等を割ることも考えられるがその時に相手に怪我を負わせた時の補償はどうなるのか。</p> <p>[愛知県]</p>	<p>「錠をはずし、その他必要な処分」の内容・方法も、臨検・搜索許可状の目的を達するため必要最小限にして妥当なものでなければならぬことは言うまでもなく、最小限度を欠く処分の結果、相手方に損害を与えた場合は、国家賠償法に基づく賠償責任を負う場合がある。</p>
(28)	<p>報告書等の記載例について</p> <p>法改正により、新たに、出頭要求・再出頭要求の実施報告書、立入調査の実施報告書、臨検、搜索の実施調書、接近禁止命令書の交付に係る報告書など、作成者等の署名押印も必要となる書類の作成が求められているが、過不足なく記録するために記載例を示していただけないか。</p> <p>[香川県]</p>	<p>現時点では、ご指摘の書類の記載例の作成まで行うことは考えていない。</p> <p>なお、「児童虐待防止対策支援事業」を活用し、警察官OBや弁護士等の助言を得られる体制を整えておくことが適当であると考えているが 法施行後の状況等を踏まえて、必要があれば、具体的な事例をお示しすることなどを検討したい。</p>

番号	質問事項	回答
(29)	<p>面会・通信制限の期間等について            接近禁止命令は6月を超えない期間を定めて行うこととされているが、面会・通信制限の期間設定にあたっては、このような制限はあるのか。            また、設定した期限が経過した後も、必要な場合は再度制限を行うことができるのか。</p> <p>[岩手県]</p>	<p>児童相談所長は、期間を定めず制限するとともに、少なくともおおむね6か月ごとに、その必要性について検討することとしている。</p>
(30)	<p>面会通信の制限について            面会・通信の制限ができる「施設の長」に里親は含まれるか。含まれる場合、里父名、里母名、いずれも可能か、連名になるか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>「施設の長」に里親は含まれない。</p>
(31)	<p>面会・通信の制限について            対象となる事例で、児童の保護のため必要とあるが、面会時に保護者が施設職員に対して暴言を吐いたり、威圧的な態度で嫌がらせを行う等指導に従わない場合に面会の制限が可能か。</p> <p>[愛知県]</p>	<p>現状の面会・通信制限を行う場合と変わることはない。            例えば、面会室で保護者が施設職員へ大声で暴言を吐くなどし、それが児童の耳に達するような場合などで、その保護者の行為を制止することが、「児童の保護のため必要があると認められる場合」に該当するのであれば、面会の制限は可能であると解する。</p>
(32)	<p>接近禁止命令書の交付について            保護者が住所不定で連絡が取れず、「命令書を郵便受箱等に差し入れ…」もできない場合の取り扱いはどうなるのか。(ガイドライン素案「命令書を郵便受箱等に差し入れ…」もできない場合を想定しています。)</p> <p>[東京都]</p>	<p>接近禁止命令を発出するまでの手続等を考えると、ご質問のような事例で同命令を発出することは想定しにくいですが、保護者と接触するあらゆる機会を捉えて命令書を交付することとなると考える。</p>
(33)	<p>面会・通信制限について            制限は不利益処分にあたることから、弁明の機会を与えることとされているが、一部制限を行った後に、「全部制限」を行う場合又「一部」の内容を変更若しくは追加する場合にも弁明の機会の付与は必要となるか。また、決定の変更手続きについてもご教示願いたい。</p> <p>[横浜市]</p>	<p>弁明の機会の付与が必要となると解する。            なお、手続については、通常の面会通信制限を行う場合と同様である。</p>



番号	質問事項	回答
(34)	<p>面会・通信制限解除及び接近禁止命令取消について</p> <p>面会・通信制限の解除及び接近禁止命令取消は行政処分にあたるのか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>行政処分に該当する。</p>
(35)	<p>接近禁止命令関係(法第12条の4関係)</p> <p>① 「当該の保護者に接近禁止命令が発せられている旨及びその内容を説明する」時に、保護者の写真を校内(教職員等)に配布することは可能か</p> <p>② 「また、必要に応じて、市町村、児童委員等関係機関の協力も得る」ということから、児童の登下校へのつきそいについて、市町の業務(市町の教育委員会、児童福祉主管課)として位置づけることは可能か</p> <p>[山口県]</p>	<p>① 保護者の写真を学校内に配布することについては、個人情報保護の観点等からも困難と解する。ただし、当該学校が、要保護児童対策地域協議会の構成員である場合など、学校長、児童の担任教諭等と情報を共有することは差し支えないものと考え</p> <p>② 「児童の登下校のつきそい」については、個別の事例の内容によると思料するが、その必要性も含めて、市町の業務として位置付けるかどうか、要保護児童対策地域協議会等の場を活用して、各自治体において協議されたい。</p>
(36)	<p>接近禁止命令発出後の警察との連携について</p> <p>接近禁止命令を発出した後に、警察が当該被命令者に対して命令違反をしないよう直接注意することができないか。</p> <p>[香川県]</p>	<p>原則として、接近禁止命令を発出する際に、児童相談所職員等が命令書を保護者に直接交付することとしており、その内容を理解させることになることから、命令発出後、改めて警察官から直接注意する必要性はないと考える。</p> <p>なお、保護者に命令書を直接交付できなかった場合は、命令書を郵便受箱に差し入れた後においても、児童相談所職員等が電話等により、命令書を差し入れたことや命令違反をしないように注意するよう努められたい。</p>
(37)	<p>接近禁止命令について</p> <p>接近禁止の発令後の児童の安全確保や違反認知時の措置については、具体的な場面では警察の対応、協力が不可欠である。警察への事前協議やパトロール強化等だけでなく、援助要請の対象とすべきと考える。対象とならない</p>	<p>都道府県知事による接近禁止命令発令後の都道府県警察本部への連絡等については、平成19年11月1日付けガイドライン素案7(7)を参照されたい。</p> <p>また、接近禁止命令に係る詳細な連携のあり方については、各自治体の児</p>

番号	質問事項	回答
	<p>場合、警察への協議、通知等について 教示願いたい。 [横浜市]</p> <hr/> <p>接近禁止命令 警察との連携(その1) 接近禁止命令発出後の警察等関係機関との連携に関して、都道府県本部少年課との事前協議により、一定のルール確認を経て、都道府県警察本部少年課が各所轄署に対応協議内容について指示を降ろすということがルールとして確認・認知されているのか。 また、依頼に関する文書確認は要しないのか。例えばDV法であれば保護命令を発令したことを裁判所書記官が警察本部に通知する仕組みであるが、児童虐待防止法における接近禁止命令については、都道府県が警察本部あて接近禁止命令を発令した旨を通知することを想定しているのか。 [大阪府]</p> <hr/> <p>接近禁止命令 警察との連携(その2) 『里親等への加害行為が予測される事例については(警察の)パトロールの強化等必要な措置を依頼しておくこと』とあるが、他方、施設入所事案について通学路におけるつきまとい等が予測される場合にも警察にパトロールの強化を要請できるものとしてよろしいか。 また、接近禁止命令の違反については、どのような方法で認知・確認されるものと考えておられるのか。 [大阪府]</p>	<p>童福祉主管局部課と都道府県警察本部少年担当課の間や要保護児童対策地域協議会等の場において協議されたい。 警察庁においても、法改正を受けて警察職員向けのマニュアルを作成しており、接近禁止命令に係る都道府県等児童福祉主管局部課との連携等について、都道府県警察本部から各警察署への指示は適正になされるものと聞いており、接近禁止命令違反行為を認めた場合は、警察に対し110番等の通報を行われたい。 なお、その際、保護者の取り違いのないよう配慮されたい。</p>
(38)	<p>接近禁止命令 聴聞手続 合同会議資料「質問事項と回答(案)」の質問(13)の回答において、接近禁止命令権限については、都道府県知事から児童相談所長に権限委任をすることは想定していないとのことであるが、客観性を担保するため、例えば、処分庁(命令)と聴聞の主宰者を同一としないよう、接近禁止命令権</p>	<p>接近禁止命令の発出に当たっては、児童相談所長と都道府県知事の関係は、制度上相互に牽制(相互チェック)する位置づけであるとも考えられることから、都道府県知事の権限を児童相談所長に委任することは想定していない。</p>